



2012年7月18日

各 位

会 社 名 イオンディライト株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 梅本 和典  
(コード番号 9787 東証・大証 第一部)  
お 問 合 せ 先 執行役員  
コーポレートコミュニケーション本部長 高橋 晋  
(TEL. 06-6260-5632)

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関する補足事項について

2012年5月29日に発表しました「第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行について」に関して、下記のとおり補足事項をお知らせいたします。

### （補足事項）

#### 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションは、その一部につきまして、割当を受ける当社の代表取締役社長の梅本和典が当社親会社であるイオン株式会社の執行役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当しておりません。

#### （1）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則及び手続きに従って発行しております。また権利行使価格の決定方法を始めとする発行内容及び条件につきましても、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

#### （2）少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

本件ストックオプションは、内容および条件の妥当性を2012年5月29日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。また、本件が当社の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを可及的に防止するため、支配株主であるイオン株式会社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である岡野紘司氏（弁護士）から2012年7月7日、以下の理由により少数株主にとって不利益なものでないことの意見を得ております。

- ①本件新株予約権の発行は、業績向上に対する貢献意欲を高め、業績を向上させることを目的としていること。
- ②本件新株予約権は、2007年5月24日開催の第34回定時株主総会で承認された「役員報酬等改定の件」の枠内での発行であること。
- ③本件新株予約権の発行は、社内で定められた規則及び手続きに従ってなされていること。
- ④本件新株予約権の権利行使価額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであること。

#### （3）コーポレートガバナンス報告書との適合状況

2012年6月8日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりであり、本件ストックオプションの発行は、この方針に則って決定しております。

「日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ会社とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。」

以上